



大津市公報

平 成 25 年 2 月 28 日
号 外 (第 6 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 9 大津市議会政務調査費交付規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

大津市議会政務調査費交付規則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年 2 月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 9 号

大津市議会政務調査費交付規則の一部を改正する規則

大津市議会政務調査費交付規則（平成13年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

本則中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

様式第 1 号から様式第 6 号までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

- この規則は、平成25年 3 月 1 日から施行する。
- 改正後の大津市議会政務活動費交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。